

事 務 連 絡
令和8年9月17日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 医務主管部（局） 御中

厚生労働省医政局歯科保健課

「歯科技工所番号の適切な運用に向けて（依頼）」（事務連絡）について

標記について、別添のとおり公益社団法人日本歯科技工士会宛てに通知しましたので、その内容について御了知いただくとともに、必要に応じ、関係者に対する周知をお願いいたします。